

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3～5	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6～11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12～17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18～19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20～40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41～59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60～64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65～69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70～74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75～	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

通減率					
1人	2人	3人	4人	5人	6人
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。
札幌市の例: 4人世帯の場合は月額22,270円(10月～翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)
+ 特例加算(1人当たり月額1,500)+生活扶助本体における経過的加算【A】

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算(別表)がある。

住宅扶助基準【C】			
実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地	3級地
	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例(単身の場合)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】			
基準額	小学生	中学生	高校生
	3,400	5,300	7,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】	
居宅介護等にかかった介護費の平均月額	

医療扶助基準【F】	
診療等にかかった医療費の平均月額	

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

(別表)

(1)生活扶助本体に係る経過的加算

年齢	単身世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	0	0	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	0	0	0	0	0	0
18～19	830	0	0	410	0	0
20～40	200	0	0	410	0	0
41～59	1,020	0	0	410	0	0
60～64	660	0	0	410	0	0
65～69	1,130	0	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	2,720	840	0	680	0	0

年齢	3人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	0	0	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	30	0	0	0	0	0
18～19	1,790	450	0	0	0	0
20～40	170	0	0	0	0	0
41～59	0	0	0	0	0	0
60～64	0	0	0	0	0	0
65～69	0	0	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	0	0	0	0	0	0

年齢	5人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	1,840	1,340	720	0	0	0
3～5	0	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	3,310	2,220	1,410	620	0	0
18～19	4,690	3,560	2,700	1,850	150	0
20～40	3,230	2,180	1,380	590	0	0
41～59	1,560	570	0	0	0	0
60～64	460	0	0	0	0	0
65～69	730	0	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	1,130	310	0	0	0	0

(単位:円／月額)

2人世帯					
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
50	0	0	490	0	0
50	0	0	490	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
390	0	0	880	0	0
390	0	0	880	0	0
390	0	0	880	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
960	110	0	1,210	0	0

4人世帯					
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
480	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,730	550	0	0	0	0
3,270	2,050	1,130	220	0	0
1,740	590	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

- ①世帯構成に合わせて、世帯員の該当する年齢別・級地別の加算額を加える。
- ②世帯構成には、入院患者、施設入所者は世帯員数に含めない上で、加算もしない。

(2)「母子世帯等」に係る経過的加算

○ 3人以上の世帯であって、児童が1人のみの場合

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯						
0歳以上5歳までの場合	3,330	3,330	0	0	0	0
6歳以上11歳までの場合	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
4人世帯						
0歳以上2歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

5人世帯以上						
0歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

- ①該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ※このほか児童が入院している等の一定の要件を満たす場合にも、別途加算される。

(3)「児童を養育する場合」に係る経過的加算

3人以下の世帯であって、3歳未満の児童が入院している等の場合	4,330(児童1人につき)
4人以上の世帯であって、3歳未満の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)
第3子以降の「3歳から小学生修了前」の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)

- ①該当者がいるときだけ、その分を加える。